

組合員、組合関係者の皆様へ

令和5年度版 消防用設備等保守点検委託業務「保守点検料金積算基準(防火設備定期検査業務を含む)」の活用について

- 1 組合では、共同受注活動の支援及びより一層の拡充を目的として、随時、消防用設備等保守点検委託業務「保守点検料金積算基準(以下「積算基準」という)」を作成し、主に組合員・組合関係者へ配布し活用を図ってきました。
- 2 この度、前回(平成28年10月)作成・配布から7年が経過し、労務単価の引き上げや関係制度の改正等もあり、組合員・組合関係者から「改定版」作成要望が組合へ寄せられたため、令和5年度版 消防用設備等保守点検委託業務「保守点検料金積算基準(防火設備定期検査業務を含む)」を作成し、第29回通常総会開催(令和5年17日開催、発行は同年6月1日)に合わせ組合員・組合関係者へ冊子配布(総会欠席者には郵送)したところです。
- 3 また、令和5年8月1日(火)に組合事務所で開催した、積算基準のより一層の活用をテーマとした「積算基準打合せ会」では、組合員・組合関係者へ「積算基準」活用に関する「組合の基本的な考え方」を周知徹底する必要があるとのご意見をいただきました。
- 4 つきましては、「積算基準」活用に関する「組合の基本的な考え方」は次のとおりです。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 発注官庁へ提出する「予算確保等に関する資料(参考見積書など)」を幹事会社等が作成する場合は、「積算基準」を活用し、かつ参考とすることができる。但し、一般競争入札、指名競争入札、見積り合わせなど契約方式等による個別事情がある場合は、幹事会社等が活用・参考方法を検討し判断する。2 発注官庁が実施する入札等に幹事会社等が参加していく場合は、「積算基準」を踏まえつつ、幹事会社等が「共同受注実現のための最善の方法」を判断し実施する。3 組合が推進する、官民共通の「法令遵守事項を遵守した積算の仕組」の周知・活用に、全ての組合員・組合関係者は力を合わせて取り組んでいく。 |
|---|

今後とも、改定した「令和5年度版 保守点検料金積算基準(防火設備定期検査業務を含む)」の普及及び活用の拡大を図り、消防用設備等の「適正な保守点検」を通じて「火災予防の推進」に貢献し寄与していきます。裏面に、「積算基準」冊子刊行の趣旨を掲載してありますので、引き続きご理解、連携をお願いします。

令和5年8月1日

官公需適格組合(中小企業庁認定)
静岡県消防設備保守点検業協同組合
理事長 西川 和宏

令和 5 年 6 月 1 日

消防用設備等保守点検委託業務について

1 はじめに

近年、建築物の質的水準の高度化と大規模化等に伴い、保守管理における専門技術が、なお一層必要となってきました。消防法第 17 条の 3 の 3 に規定する「消防用設備等の点検及び報告」に関する委託業務は、まさに人命・財産と直結する重要な専門業務であり、業務の専門性については 同条文中で「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令（総務大臣）が定める資格を有する者に点検させ、・・・」と規定し、違反者には罰則規定を設けています。しかしながら、最近の激しい価格競争の中で、労務単価を大幅に割り込んだ業者が無資格者に点検を行わせるなど保守点検業界の質の低下が懸念されるところです。

こうしたことから、私たち消防設備専門保守業者は、消防設備士、消防設備点検資格者を雇用・育成し、常に技術の研鑽に努めるとともに、令和 5 年度建築保全業務労務単価で法令遵守の保守点検を実施し発注者の信頼をいただくことで、安全・安心な地域づくりに貢献していくことが業界の使命だと考えております。

当協同組合は、経済産業省（中小企業庁）が認定した「消防用設備等の保守点検業務を行う県内唯一の官公需適格組合」として、契約条項に則（のっとり）、原則再委託禁止、有資格者（各組合員が雇用する）点検、適正な試験器具等使用など法令遵守事項を遵守して、官公庁から発注された保守点検業務を実施しています。

このたび、共同受注する消防用設備等保守点検業務の「質の確保」と「点検料金の積算根拠を明確化」する為、平成 28 年 10 月に組合が作成した「平成 28 年度版点検料金積算基準（防火設備定期検査業務を含む）」を改定し「令和 5 年度版保守点検料金積算基準(同)」を刊行することにしました。

今後とも、改定した「令和 5 年度版保守点検料金積算基準（防火設備定期検査業務を含む）」の普及及び活用の拡大を図り、消防用設備等の「適正な保守点検」を通じて「火災予防の推進」に貢献し寄与して参る所存でありますので、より一層のご理解、連携を賜りたくお願い申し上げます。

平成 28 年 10 月吉日

消防用設備等点検委託業務について

1 はじめに

近年、建築物の質的水準の高度化と大規模化等に伴い、保守管理における専門技術が、なお一層必要となってきました。消防法第 17 条の 3 の 3 に規定する「消防用設備等の点検及び報告」に関する委託業務は、まさに人命・財産と直結する重要な専門業務であり、業務の専門性については 同条文中で「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が定める資格を有する者に点検させ、・・・」と規定し、違反者には罰則規定を設けています。特に、平成 19 年度には、消防庁より「点検は資機材の搬送・足場の固定等の補助的な作業を除き、資格の有する者が行うこと」との通達も出されております。私ども協同組合は、消防設備士・消防設備点検資格者を養成し、常に技術の研鑽に努め、全員有資格者による点検を実現し、発注者の満足を頂くと共に安全な地域社会づくりに貢献していくことが使命と考えております。

平成 28 年 6 月に新しく施行されました建築基準法第 12 条改正による「防火設備定期検査」につきましても、当組合にて十分に対応出来るよう、新たに定められた「防火設備検査員資格」の積極的な取得に努めております。当協同組合は、関東経済産業局長から官公需適格組合証明書（物品納入等）を頂いており（平成 13 年 11 月 9 日・関東振中第 8 号）、消防設備等点検業務の質の確保と点検料金の積算根拠を明確化する為、建設保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を基礎とする「点検料金積算基準」を作成してきております。

今回、建築基準法の改正による「防火設備検査」項目を新設した平成 28 年度版を作成しました。今後は、この基準に沿って、品質確保と保全業務費の適正化についての一層の努力をして参る所存でありますので、ご理解を頂きますようお願いいたします。

建通新聞 R5.6.9

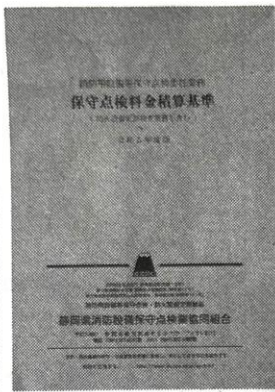
建通新聞

総合NEWS

料金積算基準を改定

県消防設備保守点検業協組

静岡県消防設備保守点検業協同組合（西川和宏理事長）は、消防用設備等保守点検料金の積算基準を7年ぶりに改定し「令和5年度版冊子」を発行した。写真。



西川理事長は「積算基準は国が公表している法令順守事項を一つの冊子に集約したもの。保守点検料金が、法令順守事項に基づく積算を基本としていること、ひいては生命・財産等に直結していることを、火災予防の関係者だけでなく社会の全ての皆さんに再認識してもらえよう普及・活用を呼び掛けている」と意気込みを語る。

に裏付けられた呼び掛け、取り組みの背景には、労務単価、歩掛かり、点検基準・要領などをつなげた「適正な保守点検」（業法制定）の必要性の高まり、地域専門事業者の衰退や保守点検資格者の確保困難の加速化、消防用設備などの高度化・専門化による生活現場の変化などを挙げる。ことができていく」と意気込みを語る。

静岡県による公契約条例制定（2021年3月）と取り組み方針の策定、平常時に頻発した消防用設備等の作動事案、二酸化炭素放出と現場作業者の被災、アナログからデジタルへの技術移転など消防用設備等の保守点検を通じた火災予防の現場は、今、大きく変わろうとしている。

そうした中、全国に例がない取り組みと評された（20年2月「中小企業組織活動懸賞レポート」本賞受賞・一般財団法人商工総合研究所）組合による「積算基準」の取り組みの行方が注目される。

事務所から塚本剛次長ら3人、協会から朝倉会長ら5人が出席した。

浜松河川国道事務所との意見交換会では、コンプライアンス推進計画や総合評価ガイドラインの一部改訂などについて事務所から説明された他、協会からは技術者の労働時間短縮などが挙げられ、意見を交換した。

名久井所長は冒頭、災害時の柔軟な対応や日頃の事業への協力に感謝

也或貢献

役員・従業員や家族、市役所職員、市民らが来場し、

写真。当日は協会員ら69人が献血に協力した。

地域住民らと



た換

きよ

静岡県議会

(平成30年7月10日全会一致で可決承認)

平成30年7月10日



静岡県庁本館 議会棟

衆議院議長 内閣総理大臣 消防庁長官
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 渥美 泰一

消防用設備等の保守点検業に係る業法の制定を求める意見書

平成29年12月のさいたま市の風俗ビル火災や平成30年1月の札幌市の自立支援施設の火災など、多くの尊い人命を奪う火災は後を絶たない。

空気調和設備、電気設備等の建築設備や、警報設備、消火設備等の消防用設備等が年々高度化・複雑化する中、火災による被害を最小限に食いとめるには、火災が発生した際に、消防用設備等がその機能を確実に発揮することが重要であり、それには平時における適正な点検や必要な管理、修繕が不可欠である。

しかし、消防法において消防用設備等の点検実施及び消防署への結果報告に係る規定はあるものの、消防法は消防用設備等の保守点検業に係るいわゆる業法ではないことから、当該業界の所管行政庁はなく、業界を指導・監督する権能もないため、無資格者による点検の実施や点検業務の質の低下が懸念されている。

また、近年、消防用設備等の点検実施に必要な消防設備士などの有資格者の高齢化や若年入職者の減少に伴う将来の担い手不足が懸念され、人材の確保が喫緊の課題となっているが、国等が業法に基づいて担い手の育成や確保の支援を行っている建設業界等とは異なり、当該業界に係る業法がないため、このような取り組みは一向に進んでいない状況にある。

よって国においては、国民の生命、身体及び財産を火災から守るため、消防用設備等の適正な点検の実施と当該業界の担い手の育成や確保を目的とする消防用設備等の保守点検業に係る業法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。